

(参考) 売買手数料単価の算定方法について

電力需給調整力取引所

2023年 3月 16日

売買手数料単価の算定について

- 需給調整市場では、市場開設業務に要する費用等を賄うため売買手数料を徴収させていただきます。（取引規程 第65条）
- 売買手数料は、 Δ kW約定量に応じた従量制としており、調整力の売り手である取引会員さまと買い手である一般送配電事業者の両者が負担します。
- 売買手数料は、取引の状況、本市場の市場開設業務に要する費用等を参照して、実需給日が属する年度毎に定めることとしています。
- なお、「実際に要した市場運営費用」と「売買手数料による徴収額」に差が生じた場合は、過不足分を翌々年度の売買手数料単価に反映する仕組みとしています。

<売買手数料単価の算定式>

$$\text{売買手数料単価} = \frac{\text{市場運営費用(想定額)} + (\text{前々年度過不足分})}{\Delta\text{kW約定量(想定値)} \times 2 \text{ ※1}}$$

(参考：取引会員さまに負担いただく売買手数料の算定式)

$$\text{売買手数料単価} \times \Delta\text{kW約定量} \text{ ※2}$$

※1 買い手と売り手の両者が負担する仕組みのため、単価算定においては $\Delta\text{kW約定量(想定値)}$ を「 $\times 2$ 」としています。

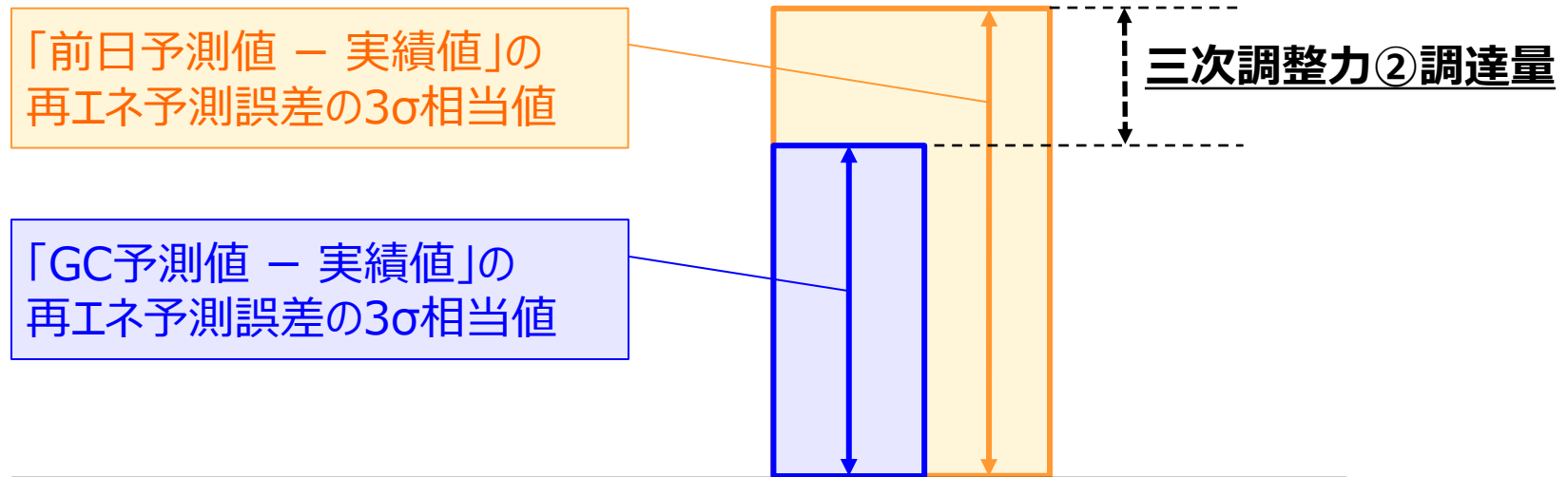
※2 買い手である一般送配電事業者も、同じ算定式で算出した売買手数料を負担します。

売買手数料単価の算定における「ΔkW約定量」(1/2)

- 当該年度の三次調整力②および三次調整力①の調達量の合計値を事前に想定し、売買手数料単価算定上の「ΔkW約定量」としています。(単価算定において、分母として使用)

(参考：三次調整力②調達量の考え方)

- 三次②調達量 = 「前日予測値－実績値」の再エネ予測誤差の3σ相当値
－ 「GC予測値－実績値」の再エネ予測誤差の3σ相当値

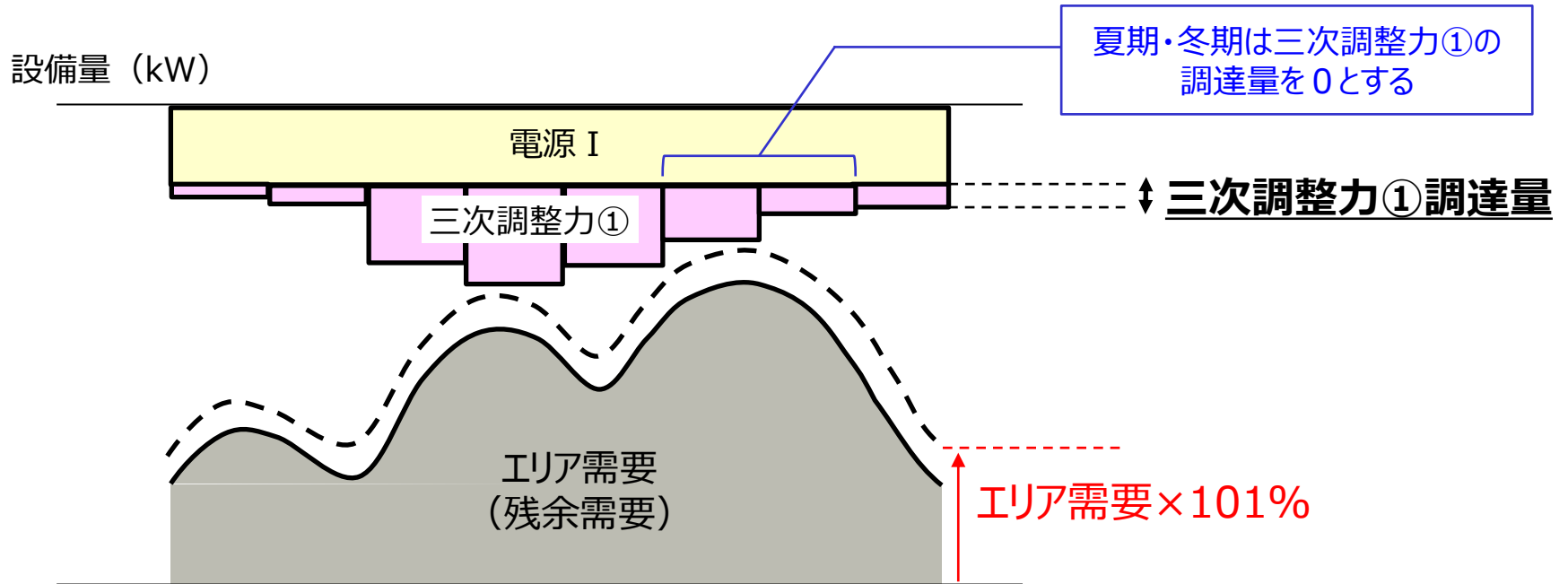


$$\text{売買手数料単価} = \frac{\text{市場運営費用(想定額)} + (\text{前々年度過不足分})}{\Delta\text{kW約定量(想定値)} \times 2}$$

売買手数料単価の算定における「 ΔkW 約定量」(2/2)

(参考：2023年度における三次調整力①調達量の考え方)

- 2023年度の供給可能設備量から、エリア想定需要 $\times 101\%$ を差し引いたものを電源 I + 三次調整力①の調達量の上限とし、調達量の減少補正は三次調整力①の調達量にて実施
- 夏期(7~9月)および冬期(12~2月)の6・7ブロックは三次調整力①の調達量を0とする



$$\text{売買手数料単価} = \frac{\text{市場運営費用(想定額)} + (\text{前々年度過不足分})}{\Delta kW \text{約定量(想定値)} \times 2}$$

- 当該年度の市場運営に要する費用を事前に想定し、売買手数料単価算定上の「市場運営費用」としています。(単価算定において、分子として使用)

需給調整市場の運営費用
(想定額)
＜人的費用・その他諸費＞

+

需給調整市場システムの運用費用
(想定額)
＜保守・通信費用等＞

$$\text{売買手数料単価} = \frac{\text{市場運営費用(想定額)} + (\text{前々年度過不足分})}{\Delta\text{kW約定量(想定値)} \times 2}$$

売買手数料単価の算定における「過不足分」の反映

- 「実際に要した市場運営費用」と「売買手数料による徴収額」に差が生じた場合は、過不足分を翌々年度の売買手数料単価に反映します。（単価算定において、分子として使用）

	X 年度	X+1年度	X+2年度	X+3年度
X-1年度	売買手数料単価決定			
X 年度	↓	売買手数料単価決定		
X+1年度	過不足 発生	↓	過不足分を反映 ↓ 売買手数料単価決定	
X+2年度		過不足 発生	↓	過不足分を反映 ↓ 売買手数料単価決定

$$\text{売買手数料単価} = \frac{\text{市場運営費用(想定額)} + \text{(前々年度過不足分)}}{\Delta\text{kW約定量(想定値)} \times 2}$$